

**平成29・30年度
学校給食用物資納入業者登録申請要領**

平成29・30年度において、生駒市学校給食用物資納入業者として登録を希望される方は、下記のとおり関係書類を揃えて登録申請書を提出してください。

記

1 登録資格

- ① 営業に関し、法令上必要とする許可又は認可を受けている者
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第1項の欠格規定に該当しない者
 - ③ 国税又は市税を滞納していない者
 - ④ 次のいずれにも該当する事由がない者
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (3) 役員等が暴力団員であると認められる者
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者
 - (5) 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ※「役員等」とは、法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。

2 登録取消

次に掲げる事項に該当した場合は登録を取り消します。

- ① 登録申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした場合
- ② 上記登録資格の要件を欠いた場合

3 登録有効期間

平成29・30年度の2ヶ年度（平成29年4月1日から平成31年3月31日まで）

4 受付期間・場所・問い合わせ先

- ① 期 間 平成 2 9 年 1 月 2 3 日(月)から平成 2 9 年 2 月 3 日(金)まで
(土・日曜日は除く。)
- ② 時 間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで(正午から午後 1 時を除く。)
- ③ 場所・方法 生駒市小明町 1 7 8 7 番地 2 8 生駒市立学校給食センター事務室
(内容審査等を行いますので、説明できる方の持参に限る。郵送受付不可)
- ④ 問い合わせ 電 話 0743-73-3141 F A X 0743-74-6168

5 提出書類 (※別紙「提出書類について」参照)

- ① 学校給食用物資納入業者登録申請書(様式第 1 号)
- ② 営業実績報告書(様式第 2 号)
- ③ 従業員の健康管理状況(様式第 3 号)
- ④ 使用印鑑届(兼委任状)(様式第 4 号)
- ⑤ 取引報告書(様式第 5 号)
- ⑥ 誓約書(暴力団排除関係)(様式第 6 号)
- ⑦ 災害時等における食材等の供給に関する協定書(様式第 7 号)
- ⑧ 添付書類

6 注意事項

- ① 提出書類の記載事項等に不備があった場合は、提出書類を返却したうえで受付期間内に再提出となりますので、十分精査のうえ期日までに提出してください。
(受付期間・時間を過ぎた場合は受け付けません。)
- ② 提出書類の記載事項等に変更が生じたときは速やかに変更届を提出してください。

7 問い合わせ先

生駒市 教育振興部 学校給食センター
電話番号 0743-73-3141

資料 3—1

提出書類について（学校給食用物資）

次の表により必要な書類を揃え、番号順に並べたうえでクリップ止めして提出してください。

番号	書類の名称	記載方法及び添付書類の説明
1	学校給食用物資納入業者登録申請書 （様式第1号）	・申請書の申請者欄には、本社本店に関する事項を記入のうえ、実印を押印してください。食品衛生法等による主たる営業の種類及び別紙登録希望品目表から選択し、番号で記載してください。
2	営業実績報告書 （様式第2号）	・直前2ヶ年間の販売実績等を記載してください。
3	従業員の健康管理状況及び直近の検便検査の結果の写し （様式第3号）	・従業員の健康管理状況を設問に従い詳細に記入してください。 ・直近の検便検査結果の写しを添付してください。
4	使用印鑑届（兼委任状） （様式第4号）	・使用印鑑届は、生駒市との契約等に使用する印鑑を必ず押印してください。申請者の権限を支店営業所等の長に委任する場合は、その受任者が使用する印鑑を押印してください。いずれの場合も、会社印（角印・社判）は登録できません。 ・申請者の権限を支店営業所等の長に委任する場合は、委任状を兼ねていますので、枠内の受任者欄に記載してください。
5	取引報告書 （様式第5号）	・申請者欄に実印を押印し、契約実績を記載してください。 ・申請時点において、本市納入業者登録済である場合は不要です。
6	誓約書（暴力団排除関係） （様式第6号）	・誓約書に記入のうえ、実印を押印してください。
7	災害時等における食材等の供給に関する協定書 （様式第7号）	・本協定にご協力頂ける場合は、下線部分にご記入いただき、本書を2部作成（両面印刷又は割印）のうえ、実印を押印し、ご提出方お願いします。また、緊急時における連絡責任者報告書もご提出ください。
8 添 付 書 類	(1) 食品衛生監視票の写し	・所管の保健所に「食品衛生監視票」の交付を申請し、その写しを提出してください。（提出時前3ヵ月以内のものに限ります）
	(2) 営業許可証等の写し	・営業に関し、法令上監督官庁の許可、認可がないと取扱いができない業種は、写しを提出してください。 ・有効期限を満たしているものに限ります。（平成27年1月1日時点）
	(3) 最新の納税証明書の写し	※別紙「納税証明書の添付について」をご覧ください。 （提出時前3ヵ月以内のものに限ります） ※消費税については、非課税業者であっても納税証明書が必要です。

資料 3—1

(4)	商業登記簿謄本又は現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し 破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し	・下記に該当する証明書の写しを提出してください。 （提出時前3ヵ月以内のものに限ります） ○法人業者 法務局が発行するもの ○個人業者 本籍地の市町村が発行するもの
(5)	印鑑証明書の写し ※写しは、鮮明なものに限る。	・下記の該当する証明書の写しを提出してください。（鮮明なもの） （提出時前3ヵ月以内のものに限ります） ○法人業者 法務局が発行するもの ○個人業者 市町村が発行するもの
(6)	食品製造、加工、保管等を行う施設の所在が分かる地図及び当該施設の平面図等	・食品製造、加工、保管等を行う施設の所在が分かる地図及び当該施設の平面図等を提出してください。
(7)	代理店・特約店証明書、カタログ等	・必要に応じて提出してください。